平成２３年（フ）第１５４号
東京都千代田区神田小川町２丁目１番地
破産者　株式会社チャンスボックス
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６９号
東京都港区港南２丁目４番７号
破産者　有限会社スエナガコーポレーション
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６８６号
東京都多摩市貝取１丁目20―７―302
破産者　星　　宏和
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９１０号
東京都世田谷区南烏山４丁目10―12―103
破産者　村田　慎也
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９５９号
東京都中野区鷺宮６丁目６－８―103
破産者　笹本　茂夫
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０２１号
埼玉県比企郡滑川町みなみ野２丁目６－１－401
破産者　石山　禎幸
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０２２号
埼玉県比企郡滑川町みなみ野２丁目６－１－401
破産者　石山多佳子
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０５５号
東京都葛飾区南水元１丁目16―５―103
破産者　甲斐田泰平
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０７３号
東京都杉並区堀ノ内１丁目３―13―417
破産者　小野ゆかり
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１２２号
東京都稲城市東長沼1974
破産者　出口　　忍
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１８５号
千葉県船橋市飯山満町３丁目1918―９
破産者　玉村　　傑
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４３１号
埼玉県新座市石神２丁目２―36　シャトーリーフD102
破産者　徳島　　浩
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４３３号
東京都板橋区成増１丁目35―25―106
破産者　渡邉　英二
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４９２号
東京都板橋区蓮根２丁目28―４―401
破産者　山口　利朗
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４９３号
東京都板橋区蓮根２丁目28―４―401
破産者　山口　幸恵
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５００号
東京都世田谷区代田６丁目８―22―303、開始決定時の住所東京都新宿区西新宿５丁目25―13―404
破産者　阿部ひとみ
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５２３号
埼玉県川口市並木２丁目25―16―406
破産者　佐藤　幸子（旧姓篠原）
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５２６号
東京都西東京市向台町４丁目21―45―1015
破産者　上月　　妙（旧姓中辻）
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５９８号
東京都豊島区長崎６丁目27―16
破産者　鈴木　典代
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６１４号
東京都東村山市廻田町１丁目１－１―205
破産者　田部　將朗
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６２６号
埼玉県和光市南１丁目20―15―103
破産者　粟野　紀子（旧姓上野山）
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６２９号
東京都千代田区神田淡路町１丁目９－５Ｆ
破産者　太田　暢子（旧姓原田）
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６３５号
東京都品川区戸越３丁目５―19―201
破産者　天谷　流美
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部